

奈良県教育委員会教育長訓令第4号

奈良県立高等学校等処務規程（昭和三十二年六月奈良県教育委員会教育長訓令甲第二号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

第十条中「押印しなければ」を「記録しなければ」に改める。

第十三条第三項及び第四項中「に係る医師の診断書等の証明書」を「の状態を明らかにする書類」に、同条第七項中「の状態等申出書及び要介護者に係る医師の診断書等の証明書」を「との関係及び要介護者の状態を明らかにする書類」に改める。

第六号様式中「~~捺印~~」を「~~捺印~~」に改める。

第六号様式の七中「~~捺印~~」を「~~捺印~~」に改める。

第七号様式から第九号様式までの規定中「~~捺印~~」を「~~捺印~~」に改める。

第十号様式中「~~捺印~~」を「~~捺印~~」に改める。